

## 常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和4年9月16日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	篠原峰子君
3番	井戸清司君	4番	杉本一彦君
5番	重岡秀子君	6番	石島茂雄君

○欠 員 1名

○出席議員 9名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	田久保真紀君	〃	佐藤龍彦君
〃	佐藤周君	〃	杉本憲也君
〃	中島弘道君		

○説明のため出席した者 28名

副 市 長	中村一人君
企 画 部 長	杉本仁君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同 秘 書 課 長	小川真弘君
同 情 報 政 策 課 長	富岡勝君
理 事	渡邊宏君
危機管理部長兼危機管理監	近持剛史君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総 務 部 長	浜野義則君
総務部庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	鈴木康之君
同 財 政 課 長	木村光男君
同 課 税 課 長	小川直克君
同 収 納 課 長	渡辺拓哉君
市 民 部 長	萩原智世子君
市民部市民課長	大川雄司君
同 環 境 課 長	佐藤文彦君

同 保 險 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
建 設 部 次 長	高 田 郁 雄 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 幼 児 教 育 課 長	山 下 匡 弘 君
監 査 委 員 事 務 局 長	稲 葉 育 子 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	

○会議に付した事件

- 1 市議第13号 伊東市個人情報保護に関する法律施行条例
- 2 市議第14号 伊東市個人情報保護条例を廃止する等の条例
- 3 市議第15号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 市議第20号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 5 市議第21号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 6 市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）所管部分
- 7 市認第7号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 8 市認第8号 令和3年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 9 市認第9号 令和3年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算
- 10 市認第11号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 11 市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分

---

○会議の経過概要

- 委員長（杉本一彦君）開会する。
-

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業について等の一言を添えていただくようお願いする。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第13号 伊東市個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは14号との絡み、国の個人情報保護法が成立したことに関係があると思うが、「法律施行条例を次のように制定する」とは、13号の施行条例の位置づけが分からないので、説明してほしい。

○庶務課長（鈴木康之君）今回、伊東市個人情報の保護に関する法律施行条例については、国の改正個人情報保護法の絡みもあるが、基本的には、個人情報保護条例を廃止することに伴い、全てを廃止した中で、手数料に関することは、本条例を制定して、市民が利用する制度について、国に合わせた形で市も無料としたものを条例で制定するものである。

○5番（重岡秀子君）私が勘違いしているのかもしれないが、次の14条にも最後に手数料がある。これとは関係あるのか。こちらは情報公開条例であるが、情報公開条例ではなく、廃止する条例の一部を残すということか。

○庶務課長（鈴木康之君）もともと伊東市の個人情報保護条例についても無料としていたが、国の改正個人情報保護法に合わせて無料となっている。条例を制定せずに無料ということも考えられるが、ここは新たに市民が利用する制度についてとあるので、分かりやすく無料と定め、条例に制定するのが適切ではないかとして制定するものである。従前のものは全て廃止であるが、手数料に係るものは、国に合わせた形で市も必要なものを制定することになっている。

○5番（重岡秀子君）用語の問題がある。「この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。」とある。個人情報に関する条例を廃止するので、条文も残すわけではない。そうすると、この1ページだけが残る条例となるのか。どういう形の条例になるのかが分からない。

○総務部長（浜野義則君）個人情報保護に関する法律施行条例はなぜ制定したかという点、個人情報保護法の中で、地方公共団体の機関に開示請求するときは、条例で定めるところにより、

実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとの規定がある。これまで個人情報保護に関する手数料については条例で定めてあったが、今回それが廃止になり、どこにもその規定がなくなったこと、また、法律で定めることになっているので、無料であるが、無料の場合も、無料であることを新たに条例を制定して定めなければならないとして、今回、法律に基づいて施行条例を定めている。

情報公開条例は、もともとあった手数料の用語の整理なども加え、例えば第1項は削除しているが、こちらは納入時期を条例に規定する必要はないとなっていたが、それを削除することで、情報公開条例はこれまでと変わらないが、全体の中で整理させていただくということである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第13号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第14号 伊東市個人情報保護条例を廃止する等の条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）まず、議案書の15ページ、参考書のほうも関係があるが、言葉の問題であるが、議案書の第2条の「第1条中『情報』を『公文書』に改める。」とのことで、今まで個人情報と言っていたのを、「情報」という言葉を使わず、全部「公文書」に変える、これにはどういう意義があるのか。

○庶務課長（鈴木康之君）今回こちらで改正する「情報」等を、それを「公文書」に改めることであるが、これは一般的に情報という意味で使用しているものと、改正前の第2条第2号で定義する情報というのが、公開をしていたので、そのため、「情報」以外の用語として、「公文書」が適切だとして変えたものである。

○5番（重岡秀子君）市の職員等が職務上つくった公文書というと、私の読み取りが悪いかもし

れないが、その下に実施計画があり、ただの個人の情報のようなものではなく、公文書としてつくったもの、実施機関がつくったものという感じがするが、そういう理解でよいか。

- 庶務課長**（鈴木康之君）公文書については、情報公開法と同様に規定があるが、組織に用いるものを追加ということで、実施機関が管理しているものとは同義であるので、2条の2で書いてある当該機関の職員が組織に用いるものとなっている。発生したものだけではなく、取得した文書についても該当する。
- 5番**（重岡秀子君）確かめると、実施機関がつくったものではなく、ここでいえば、市の当局が持っている個人情報全てを公文書という言い方にしたということか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）実施機関の職員が組織的に用いるものであれば、その範囲になると思われる。
- 5番**（重岡秀子君）承知した。全国の自治体が個人情報保護条例を制定しており、他の団体も含めると2,000ぐらいの個人情報保護条例があり、それがばらばらにあったのでは、国がデジタル法、個人情報保護法を推進するに当たり、不都合とのことで、国の法律一本にして、地方公共団体の条例を全部廃止するとのことである。これは個人情報保護条例ではなく、情報公開条例の伊東市のものであるが、参考書の13ページ、第6条であるが、改正前には公開しないことができる情報として幾つか書いてある。改正後には公文書の公開義務として、ニュアンスが、公開しないことができる情報と、基本的には公開の義務があるが、非公開情報もあるという言い方の違いで、これを見ると公開しやすくするようなニュアンスがある。その後、ずっとその内容について記載があるが、改正前の伊東市の個人情報保護条例で守られていたものが失われないかが心配である。その辺は検討されたと思うので、全部網羅されているかどうか、当局の見解を伺いたい。全部読み取るのは大変で、ある町では一覧表にして、これは丸、これはバツと書いてあるところもあったが、読み取り切れないので、伊東市の個人情報は守られる、条例は廃止しても大丈夫との考えで出されているかどうか聞きたい。
- 庶務課長**（鈴木康之君）今までの情報公開条例の内容と、今回改正した情報公開条例の内容については、原則、大きく変わったものはないが、言い方を変えた形で、国のものもあるので、それに合わせた形で変えた。原則今までのものと考え方は変わっていない。
- 5番**（重岡秀子君）承知した。新しい言葉があり、その概念もよく分からないが、参考書の14ページの下で改正後にある「個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報」とはどのようなものか。この言葉が新法の中によく出てくるが、15ページの改正後の上段の「行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。」とあるが、この匿名加工情報と匿名加工情報ファイルとはどのようなものなのか。ファイルというのは個人情報が幾つか入ったものというイメージがあるが、その内容が分からない。どんなものを指す

のか。

- 庶務課長**（鈴木康之君）行政機関等匿名加工情報については、特定の個人を識別することができないように、個人情報加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報である。このファイルとなると、できない情報としたものの個別の名簿等のものになると認識している。
- 5番**（重岡秀子君）氏名等は分からないが、それを別の番号に置き換えたもので、個人の情報はファイルの中に入っているという認識でよいか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）個人が特定できない情報の加工となっている。個人を特定できるものではない。
- 3番**（井戸清司君）2つの条例を1つにしたとのことであるが、今の説明では今までと変わらないようだが、これにより、公開される情報が狭まるあるいは広がる等の可能性はないか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）基本的には大きく変わらない。
- 3番**（井戸清司君）参考書12ページの2条の(2)に改正前は「写真」とあるが、改正後に「写真」がないが、「写真」が「電磁的記録」の中に含まれるのか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）「写真」については「文書、図画」の中に入ると考えている。
- 3番**（井戸清司君）「文書、図画」に含まれるとのこと、写真というと、証明写真等はデジタルではない。「写真」が「文書、図画」の中に入るということは、デジタルではなくてもいいのか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）「文書、図画」に入るという認識でいる。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

- 5番**（重岡秀子君）今までの答弁で、伊東市の個人情報保護条例を完全になくしても、大きな違いはないとのこと、現在の条例を廃止するわけであるから、その辺は配慮されていると思うが、伊東市の情報公開条例の中身が悪いわけではないが、この条例改正には反対したいと思う。

この流れの中で、個人情報が大きく共有され、オープンデータ化されていくこと自体は、非常に有効な使い方でもでき、例えば生活保護の人の収入もオンラインにすれば間違いはなく、申告もしなくてよくなる等のメリットがいろいろあると思う。しかし、日弁連等の弁護士も、地方の個人情報保護条例を廃止し、国の法律に一本化することについて反対意見を述べているのは、根本的に、今の情報管理が日本ではまだ信頼が得られず、個人情報の漏えいは21年、22年も増えている。趣旨としてはいいが、国のほうで情報管理のしっかりとした規制の下にこ

ういう政策を進めないの問題なのではないか。伊東市の個人情報保護条例を廃止した上で、このように情報を全部公開していくことには、もう少し検討が必要ではないかという立場から反対したいと思う。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第14号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第15号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは会計年度任用職員の育児休業に関するものと説明を受けたが、最初に確かめたいのは、現行の会計年度任用職員も、参考書の23ページの育児休業を取得することができない職員の中に、改正前も「引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員」とあり、会計年度任用職員は1年間の任期であるが、その後も引き続き、仕事が継続していくことがほぼ明らかな場合には、現在も育児休業が取れていたとの認識でよいか。

○秘書課長（小川真弘君）基本的には、これまでの条例については、改正前の1歳6か月に達する日までに任期が満了することが確実な人は取れないが、明らかでない場合には取れるということで、それについてはこれまでと変わりがない。

○5番（重岡秀子君）承知した。今度、さらに改善され、条例で改正されたところは、今までも雇用が継続する可能性のある人は取れたが、いろいろな事情があるときには、ここに2歳と書いてあるので、2歳でいいのかということと、今度の新しい法律では、男性も育児休業の幅が広がり、女性の会計年度任用職員の育児休業が終わっても、旦那さんに引き継いで再度育休を取れるのが1歳半ないし2歳で、それがつけ加わったということよいか。

○秘書課長（小川真弘君）基本的には1歳までであるが、ここに掲げてある要件を満たすことがあれば1歳6か月まで、これは2条の3に定めている。2条の4については、1歳6か月から2歳に達する日までとの要件がのっている。その中で、1歳以降の育児休業の柔軟化ということで、今回、今までは1歳になった翌日、継続して育休にならなければ、1歳6か月とか2歳

まで取れなかったものが、1歳の翌日に限らないで育休が取れることになったので、夫婦交代で取れると、その辺が緩和された措置である。

○5番（重岡秀子君）現行でもいろいろな事情により、雇用が継続していれば、お母さんになる方が1歳6か月、または2歳まで取れる環境はあった。それが今度、原則は1歳までで、その後は、御主人に替わるということで、1歳半を超えた後、2歳なのか、1歳半なのか分からないが、御主人に替わって2歳まで取れる、1歳から2歳の間を夫でもいいのか。

○秘書課長（小川真弘君）育休条例は育休であるので、非常勤の方が本人、女性の方であっても逆に旦那さんが非常勤であって、男性であっても、それは要件に合っていれば、取れることになる。

○5番（重岡秀子君）承知した。会計年度任用職員は1年間が任期で、子供を出産すると、産前産後を取ると、任期を超えてしまうような不都合がある。

参考書の22ページに、改正の概要の(1)で、「非常勤職員が子の出生後57日以内に育児休業をする際の取得要件である当該非常勤職員が在職する可能性がある期間を、子の出生日から起算して57日と6月を経過する日に短縮する。」の「在籍する可能性がある期間を」というのは、そこがはっきりしない場合にも、夫が取れたりするから短縮するという考えでよいか。

○秘書課長（小川真弘君）夫は関係なく、これまでは、子が1歳6か月に達するまで採用されないことが明らかということが57日以内に育児休業を取るための条件であった。これからは、57日以内に育児休業する場合には、57日以降、6か月を経過するまで採用されないことが明らかでないという場合で、1年6か月というこれまで長い期間採用されないことが明らかでないというのが、6か月に短縮されたので、多少短い採用であっても、67日以内の育児休業が取れるようになり、要件が緩和されたということである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第15号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第3、市議第20号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**1番**（青木敬博君）手数料条例であるが、100円下げるのはやらないよりやったほうがいいと思うのと同時に、動機づけとしては弱いと考える。マイナンバーの取得率が少ないことの原因を考えたい。議場の答弁では、申請率は51.4%であるが、交付は39.3%と12ポイントも開きがある。県は申請率48%、国は47.4%と聞くが、これも同じように交付率と12ポイントの開きがあるとすれば、取りに来ない人をどうするかという考えより、単純にカードを増やしていこうと考えになると思うが、交付率と申請率の開きは、国、県と比べて違いはあるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）交付率の差であるが、県の申請率と交付率の差は平均8ポイントなので、本市のほうが大きいですが、なぜそうなのかは分析しきれていない。本市では交付通知書を送る際、半年以内に受け取りに来るよう案内している。昨今の新型コロナの影響で受け取りに来ない方も中にはいると考える。その間、取りに来ない方に対し、お知らせはしていたが、コロナ禍において、それはやめたほうがよいのではないかと総務省からの助言もあり、しばらく止めていた。そういうこともあり、この差があるのではないかと。本市の開きが大きい点は分析できていない。

○**1番**（青木敬博君）県と4ポイントの差は大きいと思うし、取りに来ていない人は半分近いと思うが、もう一つ、年代ごと、高齢化率の高さから、高齢者が必要性を感じず、低いのではないかと。年代別にどれぐらいの人が取りに来ていたのか。

○**市民課長**（大川雄司君）年代別の人数については今手元にないが、50代を中心にピークというか、取得者が大分多くなっている。高齢者に関して特に少なくは感じておらず、どちらかといえば若い方のほうが少ないように思う。

○**市民部長**（萩原智世子君）詳細についての資料はないが、分布からの分析については、全国的には25歳以上ぐらいから5歳刻みぐらいの範囲で出しており、割と満遍なく全国的には取られているが、全国的には40代が割と落ちている。ただ、本市の場合、逆に45歳から上の取得率が高く、若い20代、30代が取っていないので、割合の話にはなるが、伊東市の若い方はマイナンバーカードを取る意識が比較的薄いのかもしれない。全国的には、むしろ学生なり、免許未取得の方が身分証明書の代わりとしてマイナンバーカードを取得する傾向は見られる。また、最近では、就職する際、マイナンバーカードを取っていることが意識の高さのみならずにつながるとも聞いているので、全国的には若い方にも取得の需要はあるが、本市では感じにくいのではないかと。

○1番（青木敬博君）20代も全国的には割と取っているし、都会は免許証が要らないから、身分証明書として持つという意識が高いのではないかと。地方と都市を比べ、20代で取っているか、取っていないかは割と重要なのではないかと。

随分昔、QRコード付きの緑色のがきがかった。20代の方にはQRコードはやりやすい話のはずなのに、なぜ取っていないのか、原因を究明してほしい。

○6番（石島茂雄君）全国的に伸び悩んでおり、当市もその例に漏れず、コンビニでの手数料を下げるとのことである。餌をまいて、受けてくださいよというPCR検査のような感じがしたが、もうここまで来ると、来ないのには来ない理由があると思う。全国的に40代の世代はもろに就職氷河期世代にかぶっている。そうすると、新自由主義、政府に対して信用できないという面も非常にあると思う。そういう方針でないことは理解しているが、安全性が担保されていることを知らせていかなければ伸びていかないという一面があるのではないかと。

○市民課長（大川雄司君）マイナンバーカードの広報をしていると、カードを持つといろいろなことが漏れてしまうのではないかとというような不安を伺うことがある。我々もICチップには住所、氏名、生年月日、写真データが入っており、病歴や預金残高のデータは入っていないことを説明し、不安解消に努めている。

○5番（重岡秀子君）市に聞くことではないかもしれないが、マイナンバーカードを全国民に持ってほしいと思うなら、なぜ任意の申請式にしたのか、分からない。今回2万ポイント、今作れば、例えば保険証をひもづけて申し込むと何千ポイントとか、一つ一つ分かれてポイントがつくとなれば、マイナンバーカードを最初に作った方たちそのような恩恵がないのではないかと。じゃ、最初に作られた方たちは、保険証のひもづけとかで保険証の代わりにしているのかどうか。それは1つずつ申し込むことになるのか。

○市民課長（大川雄司君）現在実施している最大2万ポイントは、取った時期にかかわらず、今月9月末までに取った方を対象とするので、平成28年当時に取った方も同様に最大2万ポイント得られる。ただ、第1弾として昨年5,000ポイントをやっているの、その際に既に5,000ポイント得られた方は第2弾の1万5,000ポイントをまたさらにつけることになる。

○市民部長（萩原智世子君）なぜ任意取得なのかであるが、国の政策なので、市からの説明は難しいが、やはり日本国憲法との絡みもあるのではないかとと思う。

○5番（重岡秀子君）自主的な本人の希望、本人の意思でならいいと思うが、例えば10万円を給付するとしても、市で100%給付するのは難しいように、全国民に徹底するのはなかなか難しいのではないかと。保険証などは、マイナンバーカードを持っていたら、市内クリニックで保険証の代わりができるかとなると、クリニックが全部そのためのシステム改修をしなくては

いけない。7月頃の統計だと2割にも届いておらず、実際に作っても、なかなか使えないと思う。何かの手だてを打ってマイナンバーカードを普及するよりも、一番大事なことは、安全なのだ、情報の漏えいがないという安心を国が国民にもっと説明しなければ伸びないのではないか。行政として、本市の普及率が低いことを国や県から指摘されれば上げなければいけないと思うが、特典で上げていくのではなくて、私は情報漏えいがないことをしっかり国民に説明する必要があると思う。

最近のニュースで見たが、国民の個人情報管理するのは国ではなく、そのクラウドはアメリカの企業や中国の企業がやっていて、その辺の心配もかなり言われている。今までも情報の漏えいはあったので、そこでちゃんとしなければ皆が安心してカードを作る機運にはならないのではないか。もうマイナンバーはあるわけなので……。

- **委員長**（杉本一彦君）重岡委員、質疑をしてください。
- **5番**（重岡秀子君）条件をつけることにはあまり賛成できないが、当局はどうしても伊東市での普及を広めなければいけないとの思いで取り入れられたのか。
- **市民課長**（大川雄司君）マイナンバーカードは今年度中に日本全体、ほとんど全ての方が所有することを総務省では目標としているので、私どももそれに合わせ、大半の市民の方に所有してほしいと考えている。ただ、思想、信条であるとか、いろいろな考えの方がいるので、そういう方に対して強制するつもりはない。今回の手数料条例も議論したり、また100円だが通常の窓口交付よりも安くなる等、いろいろな方法を考えているので、併せてマイナンバーカード交付拡大策の一つと考えている。
- **3番**（井戸清司君）コンビニ申請手数料は1件当たり幾らかかっているのか。100円下げる根拠を教えてほしい。
- **市民課長**（大川雄司君）今回の手数料改正の金額等は、コンビニ申請手数料は1通117円となる。これは、住民票であれ、戸籍謄本であれ、1通117円である。他自治体では、インパクトを狙い、期間限定1円とか17円というニュースも見ているが、1通117円の手数料であるので、その負担は担保したい。一律100円と分かりやすい金額と考えた。
- **3番**（井戸清司君）とにかくマイナンバーカードの普及を推進したいとの思いを込め、申請と発行の差があり、受け取っていない人たちは8,000件ぐらいいる。受け取るまでには期間もかかるし、本市の場合、市役所の窓口でなければ受け取れない。本人確認は申請時点ではせず、受け取り時なので、自分も受け取るとき結構時間がかかった。受け取るときに時間がかかることが苦になり、受け取りに来ない人も多いのではないか。また、今は市役所でなければ受け取れないが、申請時にコミュニティセンター等の窓口に職員が出向き、受付の時点で本人確認をすれば郵送でも受け取れる。そうすればもっと普及促進できると思う。そういった考えは

ないのか。

- 市民課長**（大川雄司君）なかなか遠くて、時間がかかる方もいるとは考えている。交付拡大策の一つとして、今般、行政書士会がコミュニティセンターを回り、申請手続の相談会を開いたが、対島出張所で開いた際には、取りに行けないからと、相談時点で申請を取りやめた方も何人かいた。5月に伊豆高原駅で行った際には、その場で本人確認し、後から限定郵便でお届けする方式とした。ただ、そのときは、人数がたくさん来たこともあるが、その場で並び、書面をいろいろ書き、撮影して、写真を貼って、本人確認の手続もしていただいて等、書く書類がたくさんあり、大変混雑したとも聞いている。今回は私どもが事業所を回り、タブレットで写真を撮るとか、行政書士会も速やかにその場でできるように対応している。ただ、1つには距離的な問題があり、申請、カード取得がなかなか進まないことも分かっているので、今回、私どもでまた別に予算で上げている委託事業で各コミュニティセンター等、場所をいろいろと変え、その場で確認して、カードを郵送するような方法も併せてやっといこうと検討している。
- 2番**（篠原峰子君）質疑がかぶるところもあるが、メリットがなければ進まない。今回100円を引くことは多少のメリットになると思うが、思い切ったこともやっといかなければいけないし、いろいろと情報収集する中で面倒くさいから進まないとも聞く。実際に申請してみたら意外と簡単だったところもあるが、若者は若者なりの面倒くささがあり、高齢者は高齢者のハードルの高さもある。議場で市民部長は県平均には何とか追いつくようにとの答弁もあったと思うが、48%から国としての目標、100%を目指している。いつまでにという目標ができていないところもあるように感じるが、県平均の48%を目指しては100%にはいかないのではないか。どう100%を目指していくか、目標を設定しなければ難しいと思う。
- 市民課長**（大川雄司君）国は国全体でほとんど全ての方がマイナンバーカードを取得することを目指しているので、いわば100%に近い。国からは具体的な数字が出ていないので、80%でよしとするのか、90%でよしとするのか、分からないが、いずれにせよ、現状とはかけ離れていると認識している。議場での部長答弁についてであるが、当面の目標として、技術的な話としてその数字はあるが、そこに満足するわけではなく、私どもとしてはほとんど全ての市民にマイナンバーカードを所有してもらうことを目標としている。なかなか進まない理由として、申請のやり方が分からない、時間がないとか面倒だという話も聞いている。今回、市職員が事業所に出向き、申請補助端末を使って写真撮影から、その場でウェブ申請が終わるような出張申請サポートも、予約を含めて今現在11事業所、団体から82人の利用をいただいている。また、地域の行政書士により、コミュニティセンターで写真撮影から、その場でウェブ申請を7回開催していただいている。本庁窓口への来庁者には、申請補助端末を使い、職員が写真撮影から、その場でウェブ申請を完了する対応を8月17日からの約1か月で626人に

している。今年度も後半になるが、補正予算にも計上した委託事業を実施したり、各地域、いろいろなところで交付拡大を進めていきたい。

○**市民部長**（萩原智世子君）私の議場での発言を確認するが、議場ではできれば国平均に持っていきたいと申し上げたので、その点は確認願いたい。県は48.0%、国は47.4%と国のほうが低い。うちが頑張っても、ほかも頑張っているので、順位的にはなかなか上げることができないが、国レベルには追いつきたいという気持ちで申し上げた。全国的に国を目指しているので、市民課長が申し上げたとおりに、進めていくべきことであるとの認識の下進めている。

○**5番**（重岡秀子君）手数料を下げた分は、本市が負担するのか。

○**市民課長**（大川雄司君）今回の手数料条例による減額分は、今年度は総務省から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の助言をいただいている。来年度以降はどうか分からないが、宣伝費用、利便性の向上のための費用と考えている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）もともと国は、50%、60%、70%を目標に熱心に進めても、その政策意図は国民に伝わっていないのではないかと。紛失してしまった場合、再発行は有料である。私はマイナンバーに反対というよりも、カードを国民全員に持たせる政策意図が十分伝え切れていないところが一番の問題ではないかと思い、こういうやり方には反対する。

○**6番**（石島茂雄君）賛成の立場から討論する。国の目標が変わっているのは当然と考える。ウクライナ情勢、台湾有事等、国際情勢として食料問題・安全保障が危機的になっている。今の戦争はドンパチの戦争だけではなく、情報戦との2本柱である点を意識しなければいけない。100円を引くということはあるが、政府がここまで言っているのはコロナとは分けて考えているが、政府の政策枠には賛成する。というのも、ある程度形、プラットフォームを早くつくらなければ、中共、多国籍企業が近隣諸国でプラットフォームをつくり出している。そうしたとき、政治バランスと外交圧力で今の政府は負けてしまう可能性がある。ぱっとプラットフォームに乗せられたとき、かなり危険な目に遭うことを見越しているのだと思う。私はそういう安全保障の面から見ても賛成する。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第20号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手

を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第21号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）期間延長については了承するが、議場でも問題になった、保健所の証明や医師の証明がなくても、例えば自分で検査キットを使い陽性が判明したりすることもあり、傷病手当を受ける基準というか、自己申告でもできるのかどうか伺いたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和4年8月、盆明けの事務連絡で厚生労働省から、当分の間は医師等の診断については必要ない。診断書をつけるようになったときは、また通知を出すことになっているので、相談に来られた方にはその旨説明している。

○5番（重岡秀子君）分かった。

もう1点だけ、これは雇い主はもらえない。この点は条例で雇い主も可能にしているまちもあるが、本市はそこまでの変更はないのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）制度が始まった当初からの考え方だが、事業主にはほかの補助金等があった。働いている人、被用者は社会保険の傷病手当金があるが、国保の被保険者にはなかった。そういう理由から、休みやすい環境を国保の人たちにもつくるための制度である。全国で19ぐらいの市で事業主にもやっているところはあるようであるが、当市では設けていない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第21号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

10分間ほど休憩する。

午前11時 4分休憩

---

午前11時14分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算第5号所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は11ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）移住定住促進事業で移住就業支援事業補助金は、県から4分の3をもらって、たしか東京23区に勤めている人が静岡で企業に勤めるか、起業するとお金が出るという感じだと思うが、前にどこかの答弁で、伊東市の登録企業が少ないという話があったが、これは増えてきたという解釈でいいのか。

○企画課長（菊地貴臣君）移住就業支援事業補助金の認定企業数は、8月末時点で42企業、求人数は46となっており、他市町と比べても遜色ない水準となっている。

○1番（青木敬博君）これはたしか起業をしてもいいとなったと思うのだが、伊東市に来ている人は、起業をしているのか、それとも企業に勤めている方なのか、紛らわしいが、どちらが多いのか。

○企画課長（菊地貴臣君）起業については、伊東市の補助金をもらっている方ではなくて、県の起業支援事業の支援金の交付金決定を受けた方が対象となっており、伊東市には該当者はいない。

○1番（青木敬博君）結局、基本的には産業課が行っている商店街で開いたものと、23区以外の部分で使い分けているということに理解した。

次に、ジャパン・マウンテンバイク・カップは、議場で、3日間で、スタッフが延べ160泊ぐらいするという話だったが、これは1回目で、向こう側が言っている話になってしまうと思うが、お客様は何人ぐらいを想定しているのか。

○企画課長（菊地貴臣君）ジャパン・マウンテンバイク・カップ大会実行委員会の試算によれば観客数の目標は約2,500名と伺っている。

○1番（青木敬博君）伊東市から出発するのと、伊豆箱根鉄道の最寄り駅から出発するのがあると思うが、伊東駅から出発するほうの人数は何人ぐらいになるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）オリンピック・パラリンピックのときとは異なり、サイクルスポーツセンターに自家用車で行かれる方もいると思うが、伊東駅と修善寺駅から当日バスが移送という形が出るが、修善寺駅からはバス3台が3往復、伊東駅からはバス1台が3往復で、現在、調整しているところである。

○**1番**（青木敬博君）バスが来て、行っても50人ぐらいが3往復の150人ぐらいだと思う。オリンピックのときはグーグルマイビジネスを使ってまちを周遊させることを考えていたが、今回もその考えで、150人ぐらい、まちへ周遊を狙っているところはあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）オリンピック・パラリンピックのときのような直接的な事業ではないが、まちを周遊してもらうことも一つの効果であると思う。大会の当日は、会場ににぎわいエリアというものが設けられて、飲食や物産、観光PR等のブースが出る予定になっている。

○**1番**（青木敬博君）大体分かった。

最後に、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業で、たしか商業施設内へ出張という話だったが、先ほどいろいろな答弁があって、企業へ出向いているのもあって、出張所でも多分行っていて、商業施設で行うということだが、これはお客さんにQRコードのはがきを持ってきてもらい、それを撮り、全部手伝うという感じになるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）今回の交付事業としては、基本的には、本人確認の書類を持ってきてもらえれば、その場で申請をしてもらい、後日、本人限定郵便でマイナンバーカードを届ける方式にしたいと考えている。もちろん今回、未申請の方に送っている申請書を持ってきてもらえれば、その場でタブレット等を使って申請を行う、そのことも含めて行う。

○**1番**（青木敬博君）分かった。QRコードがあれば、住基ネットが関係しているのか分からないが、つながっていなくてもいいかと思ったが、何かしらの方法でできるということで納得した。

○**5番**（重岡秀子君）12ページ、先ほど青木委員が質疑した移住就業支援事業補助金は、ここで740万円増額ということだが、申込みはどのような状況なのか、増えた要因を伺う。

○**企画課長**（菊地貴臣君）当初予算においては、複数人、2人以上の世帯、2世帯で200万円ということで当初予算を計上しているが、補正予算の積算根拠としては、単身世帯、4世帯掛ける60万円で240万円、2人以上の複数人世帯を5世帯で掛ける100万円で500万円の、合わせて740万円の追加をお願いしている。

申請については、多くなっており、現時点で10世帯ほど申請が来ている。今後さらなる不足が予想される場合には、追加での補正をお願いすることを考えている。

○**5番**（重岡秀子君）もう1点、公共施設総合管理基金積立事業は、決算書の基金のところを見ると、決算年度中増減高で2億円があって、さらにプラスするという事なので、今年1年間

のこの基金の様子について教えてほしい。

○**財政課長**（木村光男君）市政報告書は3年度決算になるので、それは3年度決算中に2億円を積み増した形である。補正予算で増額して2億円を原資として積み立てた。今回の5,000万円に関しては、3年度決算の決算剰余金を受けて、それを財源として5,000万円増額補正をしているので、令和4年度中に関しては、原資としてはこの5,000万円と、今、普通預金等で管理している利息が加わってくる状況である。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第2項清掃費について質疑を行う。事項別明細書は15ページからになる。発言を許す。

○**6番**（石島茂雄君）御石ヶ沢清掃工場管理費、修繕料は、どのようなものに使われるのか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）御石ヶ沢清掃工場管理費、修繕料は、老朽化が著しい作業車両のタイヤの交換を予定している。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は17ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は21ページ及び22ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は23ページになる。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）一点だけ、放課後児童健全育成事業委託料は、これからプロポーザルを行

うと思うが、概算などは分からないのか、まだ白紙なのか、その辺の様子だけお知らせ願う。

- 教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）スケジュールについての質疑だと思うが、9月議会の議決をいただいた後に、現場の意見を取り入れられるようなメンバーを構成する中で、プロポーザルを実施していきたいと考えている。

金額等の概算については、この事業は国の基準額を全て準用している。規模として3クラブを予定しており、3クラブに対する国の基準額や処遇改善など、いろいろな加算がつくので、その範囲の中で、今後、契約をしていく段取りになると考えている。

- 1番**（青木敬博君）同じ放課後児童健全育成事業の繰越明許費だが、先日の一般質問だと思うが、福祉に精通する事務所をお願いするという話だったが、調べてみると、給食などをやっている企業というのは、民間企業などが行っていることを初めて知ったが、委託する際に、市内企業、市外企業というのは、市内に限るなどはあるのか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）委託先については、基本的には、委員おっしゃるとおり社会福祉法人を想定しているが、こちらは入所系のサービスである第1種事業、通所系のサービスである第2種事業を行うとされており、第1種事業の中に放課後児童健全育成事業が明記されている。

このため、社会福祉法人を運営事業者として選定する場合の理由としては、法律に社会福祉法人の行う業務として明文化されていること、社会福祉法人の設立に当たって市の認可が必要で、認可後も市の監査を定期的に行うこと、社会福祉法人の概要や財務諸表が全国的なデータベースに掲載されていることから、法人の透明性や運営内容が可視化されていることが挙げられる。また、社会福祉法人は、既に実施している社会福祉事業を持っており、その事業との連携による相乗効果が期待できる。ただ、社会福祉法人に限定するものではなく、その旨を適切に行うことができれば、他の法人や団体でもよく、その選定においては、市や利用者が委員となったプロポーザルによってふさわしい委託先を選定すればよろしいかと思っている。

市内、市外についても、この事業を適切に運営していただける業者であればよろしいということと考えているが、仮に社会福祉法人であるとすれば、市の監査もあるので、市内のほうが適切ではないかと考えている。

- 1番**（青木敬博君）もう一つ、スクールバス運行事業の4、790万円は、バス運行だけの債務負担行為なのか、内訳がどうなっているのか知りたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）この設定額については、基本、スクールバスの運行費用は、国土交通省が示す基準があり、バスの1年間の台数、距離、時間を算出して出す形になるので、その運行に関わる費用と理解していただきたい。

- 1番**（青木敬博君）一応確認だが、令和5年度に大体4、790万円かかって、令和6年度も

4, 790万円かかってという感じになるのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）基本的には、今後、児童が毎年減っていくと思うので、場合によってはバスが1台分減る。令和5年度はこの金額、令和6年度以降は、児童数等によって金額も変わっていくことを想定している。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第18号中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（杉本一彦君）日程第7、市議第7号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は313ページからになる。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）314ページに国民健康保険税の保険税が出ているが、説明書に加入者の減少で3,105万円、前年度比で1.7%の減になったとある。後期高齢者へ移ったりということでは理解できるが、次の316ページに、県支出金が2.9%増となったことで歳入全体では2.3%増となったというが、県支出金の保険給付費等交付金はどういう仕組みで出されるのか、伺いたい。途中、補正で1億7,000万円ぐらい増えている。こちらとしては、保険税は減っているときに、県がこういうことを交付してくれる、どういう仕組みになっているのか、その辺を説明してもらいたい。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）国民健康保険税については、委員のおっしゃるとおり、やはり被保険者が減っていることが要因になっている。県支出金で一番増えているのは普通交付金で、結局2.9%増えたといっているのは去年と比較するとということ、結局、去年はコロナの受診控えで医療費が下がった。その医療費分を全部補填するのが県の普通交付金なので、令和3年度は医療費が戻り、普通交付金も上がったという形である。

特別交付金というのは国の特別調整交付金みたいな形で、行っている事業に対して受けるも

のとなっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。

もう一つ、318ページ、基金繰入金も途中、補正予算で1億9,183万円減額補正しているが、平成の時代の最後の頃はあまり基金の繰入金がなかったが、途中で減額補正をしたのと、基金をここで繰り入れているのは、全体のバランスを取って、上昇を抑えたのか。基金を入れた意図は何か。

○保険年金課長（肥田耕次君）補正予算で下げた分に関してだが、前年度繰越金があったので、その分、基金の繰り入れを減らしたものである。

基金がゼロだったのが増えているということだが、そこは税を決めたときから、税率を変えていない。後期とか、介護保険のほうは、どうしても支払い額が毎年どんどん増えてくるので、そこは生じているが、それを補填する形で基金から入れている。

○5番（重岡秀子君）もう1点聞きたい。国保の報告書286ページの一番下に短期保険証及び資格証明書交付金対象状況とあるが、これもコロナの影響などがいろいろあるのかと思う。平成29年、30年、令和元年、この辺は資格証明書の数が大体1桁で、資格証明書は保険証を失い全額払わなければいけないということではないかと思う。令和3年度は28人ということで、最近では資格証明書の方が増えているが、その辺の状況について説明していただきたい。

○収納課長（渡辺拓哉君）最近の資格証の交付の状況についてである。御覧のとおり年々増えている。これについては、滞納整理が進んできて、資格証を出す以外に方法がない方が増えてきているというのが現状である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第7号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市認第8号 令和3年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は337ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第8号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第9、市認第9号 令和3年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は343ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第9号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第10、市認第11号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は387ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第11号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第11、市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入の順で行う。

まず、歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は96ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費、第18目コミュニティ振興費及び第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は98ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）総務費、報告書79ページ、ふるさと伊東応援寄附金返礼事業であるが、確認したい。決算を踏まえてここを増やしていくと報じられていると思う。定期便という言葉が答弁でよく出てくる。定期便の割合は最近増えているのか。

○企画課長（菊地貴臣君）数字は持ち合わせていないが、定期便はアイテム数を増やしており、従前の返礼品を定期便化する取組を昨年度重点的に進めてきている。定期便の割合は増えてきている状況である。

○1番（青木敬博君）定期便は、干物を3回送るとか、お菓子を3回送るとか、単価が上がり、市としても税額が増えるし、民間としても収入が増えてすごくいいと思う。定期便ができることによって、去年ぐらいまで、コロナをなしだとすると、割と件数としては、宿泊券、いわゆる体験券と食べ物とは大体同じの話だった。最近それに変わりはないのか。

○企画課長（菊地貴臣君）寄附の件数で特産品と体験型の割合のことでよいかと思うが、昨年度はやはり特産品の件数が従前より20%ぐらい増えている。従前は50%台後半だったものが70%台後半まで伸びている状況である。

○1番（青木敬博君）それは登録する人が増えたからか。増えた要因は分析しているか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）先ほど少し申したが、従前返礼品を提供している事業者に出している返礼品で定期便化できるものは定期便にしてほしいと営業を行い、応じた事業者が多かったことから特産品の件数が増えているかと思う。あと、コロナの影響もあり、巣籠もり需要と令和2年度から言われているが、そういった形で特産品の寄附金も増えてきていると考えている。
- 1番**（青木敬博君）今回の結果を受けて、これから伊東市のふるさと応援寄附金返礼事業はどちらを伸ばしていきたいのか。金額的には宿泊のほうが大きい。ただ、営業をかける、市のマンパワーを使うのは特産品のほうに傾いているとするならば、それはその判断でいいが、どちらに行くのかを伺いたい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）宿泊については、昨年度、楽天では楽天トラベルクーポン、さとふるの一休．com、ヤフトラベルのクーポン等を交えて、楽天トラベルや一休、ヤフトラベルに登録している事業者は、自動的にそういったクーポン事業を進めている。そちらは一括で追加できたのでひとときの取組ではあったが、特産品については従前提供している事業者にアイテム数を増やしてもらって取組を重点的に進めていた。返礼品の提供事業者数もまだまだ少ないところもあるので、そちらも増やしていくような取組を進めていきたいと考えている。
- 1番**（青木敬博君）そうだった。今はクーポンになっている。だから、旅行は力を入れなくても勝手に伸びていくという話になる。いわゆる小売店、まんじゅう屋とかケーキ屋、土産物屋ではやはりこういうネット系は苦手なので、ぜひマンパワーを使ってもいいので、増やしていただければと思う。ふるさと納税はこれで終わる。
- 報告書81ページ、基幹系システムの運用が、令和3年9月1日からクラウドになった。熱海と函南と一緒にして多分問題なく動いているから皆さん安心していただけるけれども、特にトラベルもなくうまく引き継ぎできたのか。
- 情報政策課長**（富岡 君）特に大きなトラブルはなかった。
- 1番**（青木敬博君）一般的には管理するほうはクラウドのほうがしやすいと思う。トラブルなく移行できてよかった。
- 5番**（重岡秀子君）報告書の80ページで移住定住促進事業であるが、先ほど補正予算のほうでちょっと様子は伺ったので、特に移住就業支援のほう为好調と分かった。令和3年度中に例えば移住定住促進現地ナビゲート事業などもあるが、この辺はどのぐらい利用されて、どういう状況かというところ少し抽象的だが、こういうものが移住促進につながっているのかどうか、その辺の状況を聞きたい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）移住定住促進現地ナビゲート事業の状況であるが、昨年度は現地案内をした件数が36件であった。当初予算ほどではなかった。その理由としては、5月から9月

にかけて新型コロナウイルス感染症の影響で受入れを見送ったところによるものである。現地ナビゲート利用者のうち移住者数は、令和3年度に相談受付をした方についてはまだ実績はないが、令和元年度、2年度に相談受付をした方が昨年度移住してきたケースが4組、9名と把握している。

- **5番**（重岡秀子君）ここ数年で移住定住促進事業は本当にいろいろ幅広いものが行われるようになったと思う。何か企画のほうだけではなくて、昨日の観光建設委員会でもワーケーションの取組などがかなり進んでいるとのことで、課をまたがった事業になっていると思う。これは伊東市にとっては人口問題とかで大変重要な事業であり、課同士の連携、様子をつかむとか、どこかが何か少し状況をまとめたほうがいいと思う。そのような横の連携はしているか。
- **企画課長**（菊地貴臣君）観光部門との連携で地方創生推進交付金という事業があり、ワーケーションの取組と移住の取組等々、これまでもずっと観光と連携した移住の取組という面で共に連携を取りながら事業を進めてきた。また、ほかの関係課との連携であるが、移住促進連絡会議というものを設置し、移住施策について検討している。移住のホームページにも、移住定住促進プランというものを掲載し、様々な分野、仕事、住まい、子育て、医療、福祉等々の支援策について一括で取りまとめたものを案内している。最近、その支援制度についての問合せが非常に多くなっているので、今後も各課の支援策を中心に取りまとめて、全庁的に移住施策を進めていきたいと考えている。
- **5番**（重岡秀子君）連携を取って、そこで共通の課題みたいなものも出てくると思うので、ぜひ全庁的な協力で進めていただきたい。

報告書の98ページの徴収費と40ページの滞納処分による市税徴収状況という両方から質疑したい。大綱質疑などでも、比較的思ったよりは市税の徴収がよかったと答弁されていた。市内経済は大変な中で滞納処分なども必要になると思うが、40ページを見ると、2年とか元年と比べると、滞納処分の件数はあまり多くないが、令和3年の特徴としては徴収金額と完納金額が非常に大きい。昨年より2倍以上ある。この辺が処分件数は少ないのに自主納付による完納金額とか徴収金額が大きいのは、何か大口のものがあつたのか、その辺の様子を少し説明していただきたい。

- **収納課長**（渡辺拓哉君）収納状況と滞納処分との関係であるが、コロナ禍になり滞納処分自体が大変やりにくい状況となっている。財産が見つからなかったり、給付金が含まれていたりといったこともあるので、処分差押えではなくて、主に催告のほうに力を入れている。そちらに力を入れたことによって収納率自体は向上していると思われる。
- **5番**（重岡秀子君）分かった。でも4,874万円は結構大きい。前年などを見ると大分大きい金額があると思う。今の話だと、差押えではなく勧告とは、窓口でいろいろ話をして、本人

から自主納付してもらうように相談することがうまくいっているという解釈でよいか。

- 収納課長**（渡辺拓哉君）勧告ではなくて催告である。文書で要請するものである。各文書を出して、それによってはかどっている。
- 5番**（重岡秀子君）それによって、窓口での相談も増えているのか。そうではなくて、文書で何とかなっているのか、その辺の状況はいかがか。
- 収納課長**（渡辺拓哉君）文書催告を増やしたことによって窓口の相談が増えたかどうかであるが、統計を取っているわけではないので感覚的なところではあるが、それほど増えた印象はない。
- 5番**（重岡秀子君）人件費のことについて伺いたい。報告書の20ページの人件費がある。50ページも人事管理のページがある。大綱質疑のほうでも令和元年には現在の職員が599人で、令和3年は589人で、この2年間を比べると、非常に忙しい中だが正規の職員が10名ほど減っている状況がある。それについては本会議場でも説明があったが、もう一度説明していただきたい。会計年度任用職員が各課に散らばっていて、どれぐらいいるのか。コロナで業務が非常に増えている。決算額が大きくなっているということは、業務量が非常に増えていると思うが、会計年度任用職員などを全体的にどの程度増やしているのか分かれば教えてもらいたい。

例えば健康推進課が今度の検査キットのことでも特別に電話の部屋をつくって、専用電話を置いた。そういう窓口は私たちも相談しやすくなったし、市民にも大変有効だと思う。でも、そういうことをするにはやはり人が必要である。ほかの診療機関などでも電話対応がすごく大変という話を聞いている。こういうときにやはり会計年度任用職員などを増やすことが重要だと思う。1つは正規職員の人数が令和3年は減った。それから、会計年度任用職員の雇用状況がもし分かれば説明していただきたい。

- 秘書課長**（小川真弘君）大綱質疑等でも申し上げたとおり、昨年度は中途退職等が増えたことにより人数が減った状況もある。ただ、本会議場でも答弁したとおり、ここ10年ぐらいは事務職は確実に人数を増やしている。例えば平成27年度は300人そこそこだったが、令和4年度には330人ほどにまで増えている。職員については必要なところへ必要な人数を増やすとの方針の下で採用している。会計年度任用職員については、例えば令和4年4月末について、パートタイム、フルタイムを含めて全体で300人を少しオーバーするような人数になっている。
- 5番**（重岡秀子君）コロナで仕事が増えて、途中で増やしたりということはどうのように対応しているか。例えば健康推進課などは特別に増やしていると思う。
- 秘書課長**（小川真弘君）健康推進課の例えばコロナ対応で職員を増やしたということは特にな

い。ただ、ワクチン接種等で必要になった人数については、例えば職員が応援でいたり、健康推進課で会場の人員を他課へお願いしたりして対応したことはある。コールセンターについては、令和3年度から引き続きやっている状況である。

○委員長（杉本一彦君）昼食のため午後1時まで休憩する。

午後 0時 1分休憩

---

午後 0時58分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑はないか。

○2番（篠原峰子君）市政報告書の67ページ、魅力あるまちづくり事業についてである。コロナ禍でソフト事業、自治会のお祭り等は中止になることが多かったかと思うが、ハードの事業については、もともとの予算1,382万円に対して、決算の事業費が934万4,000円とのことであるので、ハード面についてはもっと進んでもよかったのかなという印象があるが、想定よりも申請が少なかったのか、その辺はどう捉えているか。

○秘書課長（小川真弘君）指摘のとおり、予算に対して少し少なかったというところはある。しかし、ハード事業については2分の1を自分たちで賄わなければならない、ソフト事業に比べて若干ハードルが高い。その中でも、区の中とか自治体の中で必要なものについては自分たちもお金をつけて実施していただいたと思っており、有意義なものであったと感じている。

○2番（篠原峰子君）分かった。

LED防犯灯の改修は、令和2年度決算答弁で残り300灯ぐらいということだったが、まだまだ全部は進んでいない、半分は自分たちで負担しなければいけないというところで、要望に対しては全て応えたという形で、これからまた進めていくという捉え方でいいか。

○秘書課長（小川真弘君）LEDについては1灯当たり幾らという決まりがあり、2分の1というよりは1万2,000円が上限で、例えば新設するときには1万2,000円、場合によっては2分の1で6,000円が上限というのものもあるが、少しずつ各町内でLED化が進んでいると思っている。昨年度は三百数十の残があったのが、今年8月末ではおおむね残り240灯ほどと把握している。必要に応じて徐々にLEDに切り替わっているという手応えがある。

○2番（篠原峰子君）コロナ前の状況に社会情勢が戻ったときのことを考えて予算も取っていたかと思うが、全体的に頑張っていて、市としてもここには力を入れていきたいというのが印象であるが、この辺の魅力あるまちづくり事業全体について、今後どのように進めていきたいか。

○秘書課長（小川真弘君）確かに去年、一昨年とコロナ禍の中で、子供達を集めた事業や、飲食が絡む人を集めて行うような事業はなかなか積極的にはできない中であつたが、本会議場での

大綱質疑でもお答えしたとおり、この事業についてはお祭りやイベントを通じて地域の連帯感の醸成や地域文化の発展、継承などに寄与するとともに、LED化等を通じて地域の防犯や安全、安心に資するというので、区や自治会、町内会、市民活動団体などから大変好評を得ている事業であると思っているので、引き続き関係する団体等の意向も聞きながら事業を続けていきたいと考えている。

○2番（篠原峰子君）分かった。

市政報告書の80ページ、他委員からも質疑があったが、移住定住促進事業について、幾つかの定住の促進メニューがある中で、実際の移住に結びつくかと思うが、全体として効果をどう評価しているのか。また、移住者の感想等は聞いているか。

○企画課長（菊地貴臣君）移住定住促進事業の実績とか効果の質疑かと思う。移住定住促進現地ナビゲート事業については、現地案内を希望する市外の移住希望者を対象に市内各所を案内する事業で、NPO法人に委託し実施しているが、令和3年では36件の利用があった。また、移住相談会等のイベントへの出展については、県などが実施する移住相談会に11回参加し、移住希望者からの相談に対応している。移住就業支援事業補助金についても、昨年度は4世帯に補助金を交付した。いろいろな事業を展開しているが、各種施策の実施により、移住相談件数については210件となり、令和2年度の131件に比べて79件増加している。移住者数は96人で、令和2年度の52人に比べて44人増加しており、県内でも7位の移住者数となった。

移住相談は今年度も非常に増えており、現時点でも144件、前年同時期約80%増の状況である。移住者数については、半期で締めて集計するのでまだ集計は取れていないが、転入超過数についても昨年は県内トップであるので、各種施策を実施することにより、伊東市に来ていただく方を増やしていきたいと考えている。

移住者の声については移住相談の中で伺っているが、最近はかなりテレワークによる移住が増えており、以前は仕事が伊東にないことが課題であったが、テレワークで東京圏の仕事をそのまま伊東に持ってきて伊東で仕事をされる方が増えている。その関係の移住支援事業補助金の交付件数も今年度非常に増えているので、先ほど補正もお願いしたところである。そういった面で、都内にいるよりは自然豊かなところで暮らしたいが、東京にもいつでも行けるという伊東の地の利については評価の声をいただいている。

○2番（篠原峰子君）分かった。好調であるとのことで喜ばしい気持ちである。

○6番（石島茂雄君）報告書80ページにお戻りいただきたい。先ほどの移住定住のところ、その中のナビゲート事業であるが、市内を希望者に合わせて案内するとあったが、選定する場所のストックや、条件に合ったところを、ルートを決めて案内しているのか。その案内されたと

ころのインパクトが印象に残って変わってくると思うので、その点伺いたい。

- 企画課長**（菊地貴臣君）現地ナビゲート事業の現地案内のルートの件は、市のほうで用意したルートを案内するのではなく、現地案内を希望する方がここを回ってみたいとか、例えば保育園のある地域を回ってみたいとか、不動産事業者と契約するのに不動産事業者をあちこち回ってみたいとか、そういった希望を事前に伺って、その要望に沿ったプランを作成し案内している。
- 2番**（篠原峰子君）報告書69ページ、声の広報の送付本数が年々減少していて、人口減少によって減っていくのは分かるが、令和2年から3年で激減している。次の休日当番医の電話案内も同じような状況であるが、この辺についてはどういう理由か。
- 秘書課長**（小川真弘君）結果としてこうなってしまうているが、特に分析はしていない。
- 2番**（篠原峰子君）分析もしてほしい。
- 5番**（重岡秀子君）報告書の71ページ、先ほどの条例と絡むが、情報公開・個人情報保護事業で、情報公開は私たちも時々請求するので何となく分かるが、2番目の個人情報保護で、個人情報登録9実施機関1,057件というのはどういう内容を指すのか。
- 庶務課長**（鈴木康之君）こちらは個人の情報ということで上がってきた内容を私どものほうでまとめたものである。個別の内容については特に持ち合わせていない。
- 5番**（重岡秀子君）9実施機関というのはどういうことか。個人情報登録の実施機関というのはどういう意味か。
- 庶務課長**（鈴木康之君）この9実施機関は、水道や市役所の各機関のことである。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費、第7目国民健康保険費及び第9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費について質疑を行う。事項別明細書は148ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費第2項清掃費のうち、第5目地域汚水処理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は182ページからになる。発言を許す。

- 1番**（青木敬博君）報告書の169ページでふれあい収集事業であるが、令和2年が約38件増えている。これは以前大綱でも聞いたが、人が対応することである。あと何人ぐらい平気な

ものか。結構増えるペースが早い気がするが、マンパワーは足りている状態か。

○**環境課長**（佐藤文彦君）令和4年8月末現在、利用世帯が159世帯となっている。現在車両2台、トラック2台、場合によっては軽トラックを1台追加してやっているが、今のところは継続してやっている。このふれあい収集は新規申請もあるが、主に高齢者が対象であることから、亡くなったり施設への入所等でやめる方もいるので、その辺の様子を見ながら人員配置をしていく。

○**1番**（青木敬博君）大丈夫であればよいが、市職員の人員には限界があるであろうから、高齢化率を考えるとどこかで限界が来るのではないか。できないということがないように進めていただければと思う。

斎場費であるが、事項別明細書197ページ、自動車借上料が増えているのはなぜか。霊柩車か何かが1台増えたのか。

繰越明許費で1,200万円出ていて、斎場や火葬炉修繕とある。その上でも修繕が900万円出ていて、斎場は止まらないとは思いますが、大がかりな工事なのか。その辺はどうか。

○**市民課長**（大川雄司君）斎場費の自動車借上料については、昨年度11月から霊柩車を新車に替えたため金額が変わっている。車は10年以上使って約11万キロメートル走っており、新車に替えた。

修繕費は、毎年これぐらいで行っている。メンテナンスに係る炉の修繕やタイルの張替え等に使うものである。

○**2番**（篠原峰子君）第1項保健衛生費第8目環境衛生費、市政報告書の160ページである。ヤスデ専用駆除剤の配布であるが、令和3年度はすごく多かった印象で、令和2年度よりも多かった印象があるが、この状況についてどう考えているか。また、その後の対策について何か変化はあったか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）ヤスデ対策である。委員言われるように令和3年度については問合せ件数、薬剤の配布とも大変多かった。住民からの聞き取りによると、3年、4年おきで大量発生するようであり、それに当たったと認識している。ヤスデが大量発生する時期は年2回ほどと聞いているが、まず1回目は梅雨が明けた頃だが、今年については相談は若干あったが、昨年と比べると少ないと認識している。

今後の対策としては、やはり駆除剤をまくのも1つの方法であるが、生息しにくい環境をつくるのが大事であると思っているので、町内会等を通して、枯れ枝を片づけるとか、道路側溝の落ち葉を清掃するとか、そういった基本的な対策を周知啓発していきたい。

○**2番**（篠原峰子君）住民からすると物すごい状況になる。毎日住んでいるのが嫌になるといった相談もあるので、その辺の対策について納得しているのかについてはどうか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）1匹、2匹ではないということは聞いているので、住民にすればたくさん出るのは本当に気持ちが悪いものであると思っている。対応としては薬剤をまいて家に入ってこないよう対策をしていただいて、繰り返しになるが、やはり生息しにくい環境というのは自分の家だけでやっても駄目なので、地域の皆さんでやっていただくような形で協力をお願いして、その取組を広げていっていただくという地道な作業が必要になるので、それを根気強く続けていきたい。

○**2番**（篠原峰子君）なかなか難しいかと思うが、分かった。

市政報告書の165ページ、散乱ごみ・不法投棄防止対策事業で、令和2年度に監視カメラを10台つけているが、令和3年度について設置はしたのか。また、カメラをつけた効果は令和3年度に出ているのか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）監視カメラの効果についてである。令和2年度に購入したカメラを、令和3年度については、具体的に白堤防、新井の堤防のところに設置しているのと、あとは不法投棄が多発する万葉の小径に設置している。

効果であるが、やはり白堤防のところは監視カメラをつけたことによって、今まではたくさん釣り客等の弁当のかす等を捨てられていたが、抑制されていると感じている。また、町内からステーションのごみ出しが悪いような相談があったときには、そういった監視カメラを活用してステーションの適正利用が図られているところである。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第8款土木費第1項土木管理費第30目生活環境向上対策費について質疑を行う。事項別明細書は226ページ及び227ページになる。発言を許す。

○**6番**（石島茂雄君）市政報告書の217ページ、観光トイレ等の観光施設、小・中学校のところである。一昨年観光トイレについて質問したが、修理箇所があったりと思うが、例えばトイレのどういうところを直したか等教えてほしい。

○**観光経済部長**（西川豪紀君）申し訳ないが手持ち資料がないので、後ほどどの観光トイレを修繕したか報告する。

○**6番**（石島茂雄君）よろしく願います。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は246ページからになる。発言を

許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は292ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は294ページ及び295ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は294ページ及び295ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は62ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）62ページの市税であるが、監査委員の歳入歳出決算と基金運用の審査意見書についても一緒に質疑する。そちらは14ページの1款市税である。市税収入がコロナ禍で、特に固定資産税等が大きく落ちている。その中で、監査委員審査意見書の14ページに一覧があるが、予算規模からずっと、昨年と比べて全部マイナスになっている。収入未済額も少なくなっているということで、監査委員報告書の15ページ、(4)に、収入未済額は次表のとおり5億7,816万9,523円で、前年に比べて収入未済額も2億円近く、1億9,463万4,409円で、全体に市税が落ちているけれども、収入未済額も前年に比べて減少している。収入未済額が減っているということは、入ってくるのがよかったということである。それを聞きたいのであるが、全体の収入は減っているが未済額も減っているということで、先ほどの納税の状況が努力されたのか、その辺分かったら教えてほしい。

○収納課長（渡辺拓哉君）収入未済額が減っているが、令和2年度と比べてどうかというところである。令和2年度中に猶予した金額があるので、それが入ってきたことによって未済額が減ったということである。

○5番（重岡秀子君）分かった。猶予したというのは、固定資産税は2年であったか。徴収猶予というか、払えない人に対して猶予したその分が3年に入ってきたという理解でいいか。

- 収納課長**（渡辺拓哉君）そのとおりである。
- 5番**（重岡秀子君）例えば猶予してもらったけれども、やはり3年も状況が苦しいということはあったと思う。その辺は先ほどの催告文書とか相談等のいろいろなやり方で入れてもらったのか、その辺の様子を聞きたい。
- 収納課長**（渡辺拓哉君）令和2年度には特例の猶予の制度があり、3年度にはその制度はなかったが、令和3年にほとんどは納めていただいた。なおかつ、それでもまだ納められる状況にない方については、既存の猶予の制度の中で相談を受けて対応している。
- 5番**（重岡秀子君）収入未済額の上の表で不納欠損のほうであるが、執行停止が3年継続したもの、執行停止後直ちに消滅したもの、段階であると思うが、この辺は3年度の特別な特徴はないか。いつもこのような状況なのか。
- 収納課長**（渡辺拓哉君）令和3年度で取り立てて特徴的なところはないが、不納欠損、執行停止の額が減ってきているのは、滞納整理が進んできて、それに該当するものが少なくなってきたということである。
- 5番**（重岡秀子君）分かった。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。  
次に、第2款地方譲与税から第23款市債までについて質疑を行う。事項別明細書は64ページからになる。発言を許す。
- 5番**（重岡秀子君）68ページの地方特例交付金及びその下の地方交付税について伺う。市税等の収入が減る中で、3年は地方特例交付金、地方交付税も非常に増額になっているが、地方特例交付金は住宅ローン等を継続して安くしたために入ってこない財源の穴埋めみたいな説明も前にされたが、それにしても地方特例交付金の額が大きいと思うので、なぜこのように多いのか。途中で補正も組んでいる。それから、地方交付税も途中で15億円も増えている。この2つについて説明してほしい。
- 財政課長**（木村光男君）地方特例交付金は、委員御指摘のように、メインとなるのは住宅ローン控除に係る分の補填財源として入ってきている。これは、令和3年度から3,229万2,000円で、令和2年度が3,472万4,000円であったので、大体毎年3,000万円前後である。これに加えて、今現在の地方特例交付金制度としては、自動車取得税がなくなった、ほかに環境性能割等の形での軽自動車税の分とか、そういう分の減収補填分、要するに、国が地方消費税を上げたときに、期間的に一律で1%ずつとかという減税を図ったことがあり、その地方税減収分を補填しているのは令和3年度までであったことから、その分が加算されて

いる。それが両方で950万円程度入ってきており、トータルで4,177万1,000円になっている。

また、款で見たときに大幅に増収になっている理由としては、新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補填の特別交付金は特例交付金の款の中に入れているので、これが3億6,646万9,000円ほど入っている。これは先ほど市税のほうで質問があったが、固定資産税の当初からの税率を下げた形での減収の代わりに入っているものである。

地方交付税の増収であるが、年々増えている中では、伊東市が地方交付税の算定において、基準財政需要額が大幅に増えている中でなかなか税収が伸びず、基準財政収入額が伸びていないことから、普通交付税の額自体は増えている。当初決定が約39億320万円の算定となっており、これが令和2年度と比較して3億9,700万円ほどの増であったが、昨年12月に国から追加での交付が決まった。この理由は、国の税収が特に好調であったことと、新型コロナウイルスの影響を受けている中での各地方における経済対策費目として設定されたことから追加して、当初算定に比べて約5億4,600万円の増となったことで、約44億4,953万5,000円の普通交付税が入ってきている。

特別交付税については、当初予算には1億5,000万円で計上していた。そこも最終的に3月に確定したが、3億円を超える形で交付となったことから、全体としては昨年よりも大きくなっているということと、当初予算であまり多めに組まなかったことから、補正予算では約10億円の増額補正となった。

○5番（重岡秀子君）今の地方交付税の絡みで、地方交付税もかなり国のほうが追加で増額してくれたということで、伊東市にとっては非常に助かったと思う。地方交付税と関係のある臨時財政対策債も13億円を超え、昨年と比べると大きいと思うが、その辺についてはそれだけ臨時財政対策債を借りられる枠があったということか。その辺はどう考えたらいいか。

○財政課長（木村光男君）臨時財政対策債については、決算額としては13億6,347万8,000円が不足補填の算定上、本市が昨年度借り入れることができた金額となっており、全額借りたということである。

○5番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第5号中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

5番 重岡委員は、市議第14号、20号について少数意見を留保するか。

○5番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（杉本一彦君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年9月16日（金）午後1時38分（会議時間2時間31分）

---

以上の記録を認める。

令和4年9月16日

委員長 杉 本 一 彦